

吉田町行政改革大綱(第5次)



平成28年3月

吉 田 町

目 次

I	行政改革大綱策定の背景	1
II	吉田町行政改革大綱(第5次)の基本方針	5
III	推進期間	5
IV	推進項目の取組	6
1	事務事業の合理化	6
2	高度情報化への対応	6
3	町民参画型のまちづくり	7
4	多様な主体・形態の活用による戦略的な業務の推進	8
5	定員管理の適正化・給与の適正化	8
6	人材育成基本方針の推進	9
7	資産の効果的マネジメントの推進	10
8	健全財政への取組	11
9	時代の要請に即した新たな行政経営手法の検討	12
10	地方公営企業の更なる経営健全化	12
V	行政改革の推進	13

I 行政改革大綱策定の背景

1 更なる行政改革の必要性

人口減少時代の到来や少子高齢化の一層の進行、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大及び行政に対する町民ニーズの高度化・多様化など、行政を取り巻く環境は常に変化しています。

今後も地方分権の進展が見込まれる中、町民に最も身近な基礎自治体である本町の役割はより一層大きく、地方は自らの判断と責任により、地域の特色を生かした自主的・自立的な行財政運営を行うことが、今まで以上に必要となっています。

このような状況から、限りある財源の下で町民ニーズを的確に捉え、町民の視点に立った公共サービスを提供し、町民の満足度を高めていくためには、簡素で、より効率的・効果的な行財政運営が求められます。

また、地域の実情を踏まえた様々な活動が継続的に展開され、目指す将来都市像の実現に向けたまちづくりが着実に促進されるためには、町政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態にあることが不可欠であります。

本町では、これまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、職員数の見直し等の取組により、一定の成果を上げてきました。

しかし、公共施設の効率的な管理、増大する社会保障関係費、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するためには、限られた行政資源を有効に活用し、従来にも増して効率的・効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、行政改革は、単に無駄を省いたり、予算や職員等を削減することと捉えられがちですが、それは手段であって行政改革の本来の目的ではなく、削減すべきところは削減し、強化すべきところは強化し、本町にとってよいものは積極的に取り入れながら、住民福祉の増進に寄与し、将来に負担を残さない、効率的・効果的な質の高い行財政運営の仕組みと環境を整えていくことにあります。

このようなことから、投入する「人・もの・金」の最適化を図る「量の改革」はもとより、町民が求める質的向上を実感できるような「質の改革」への転換を意識した、更なる行政改革に取り組みます。

2 本町を取り巻く状況と行政改革

(1) 「吉田町行政改革大綱(第4次)」策定後の状況

平成25年12月、岩手県知事や総務大臣を歴任された増田寛也氏が中心となってまとめた論文、「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」が月刊誌に発表され、東京圏への人口流入が止まらなければ、20歳から39歳の若年女性の減少によって多くの自治体が立ち行かなくなると予想される中で、急激な人口減の深刻さを強調するため「地方消滅」という強い表現が使われました。そして、人口急減の問題に対して、広く自治体関係者の関心を喚起したのは、先の論文に次いで、増田氏が座長を務める日本創生会議の人口減少問題検討分科会が発表した「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」、いわゆる「増田レポート」で、大都市への人口移動が収束しない場合、2010年と比べ2040年に若年女性が50%以上減少する896自治体を「消滅可能性都市」とし、そのうち2040年に人口が1万人を切る自治体523は「消滅可能性が高い」とし、その自治体名が分かる一覧表を示しました。

一方、国においては、人口急減・超高齢化という課題に対し、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、平成26年11月21日には、「まち・ひと・しごと創生法案」及び「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案が可決、成立し、同年12月27日には、人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の危機意識の共有を図るとともに、50年後に1億人程度の人口維持を目指す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5か年の計画を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

本町においても、平成27年10月27日に「吉田町人口ビジョン」と「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、これらを包含し、将来都市像として「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を掲げた第5次吉田町総合計画が平成28年度からスタートします。

こうした一連の動きのほかにも、全国的に、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）、公共施設等マネジメント、新地方公会計制度など、新たな制度や仕組みが導入されており、今後とも、町が自らの判断と責任により執行する事務の範囲が拡大し、地域の実情を踏まえた自主的で自立した行財政運営を行っていく必要性がより高まっていることから、行政改革への取組を更に深化させる必要があります。

(2) 国の動き・町の動き

年月日	国の動き・町の動き	
昭和 60 年 9 月	町	吉田町行政改革大綱(第 1 次)策定
平成 7 年 11 月	町	吉田町行政改革大綱(第 2 次)策定
平成 12 年 4 月 1 日	国	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)(地方分権一括法)施行 ※ 機関委任事務の廃止 ほか
平成 13 年 6 月 20 日	国	地方分権推進委員会最終報告 一分権型社会の創造:その道筋一
平成 14 年 6 月 25 日	国	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002(「骨太の方針 2002」閣議決定) ※ 「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討」
平成 16 年 4 月 1 日	町	企画課内に行財構造改革推進室を設置
平成 16 年 4 月 22 日	町	吉田町行財政構造改革推進本部を設置
平成 16 年 11 月 22 日	町	行財政構造改革推進方針(第 1 次)策定
平成 17 年 3 月 29 日	国	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(「新地方行革指針」)
平成 17 年 3 月 31 日	国	市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号 9)(旧合併特例法)失効
平成 17 年 4 月 1 日	国	市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)(新合併特例法)施行 ※ 5 年間の時限立法
平成 17 年 11 月 28 日	町	吉田町行政改革大綱(第 3 次)策定
平成 18 年 3 月 31 日	町	吉田町集中改革プラン策定
平成 18 年 4 月 1 日	町	第 4 次吉田町総合計画(計画期間:平成 18 年度~平成 27 年度)
平成 18 年 8 月 31 日	国	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための新たな指針の策定について」(「平成 18 年指針」)
平成 22 年 3 月 31 日	国	市町村の合併の特例等に関する法律(新合併特例法)失効
平成 22 年 6 月 22 日	国	地域主権戦略大綱(閣議決定)
平成 23 年 2 月 16 日	町	吉田町行政改革大綱(第 4 次)及び吉田町行政改革プラン策定(計画期間:平成 23 年度~平成 27 年度)
平成 23 年 5 月 2 日	国	地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)公布
平成 25 年 5 月 31 日	国	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)公布

		※ 平成 27 年 10 月～通知カードの発送 ※ 平成 28 年 1 月～個人番号(マイナンバー)カードの交付
平成 26 年 4 月 22 日	国	「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」(通知) ※ 公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定
平成 26 年 11 月 28 日	国	まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)施行
平成 26 年 12 月 27 日	国	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(閣議決定)
平成 26 年 12 月 27 日	国	都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)
平成 27 年 1 月 23 日	国	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(通知) ※ 固定資産台帳の整備、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 29 年度までに作成
平成 27 年 6 月 19 日	町	吉田町総合計画の策定に関する条例(平成 27 年吉田町条例第 24 号)及び吉田町総合計画等審議会条例(平成 27 年吉田町条例第 25 号)公布
平成 27 年 10 月 27 日	町	吉田町人口ビジョン及び吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定(計画期間:平成 27 年度～平成 31 年度)
平成 28 年 4 月 1 日	町	第 5 次吉田町総合計画(計画期間:平成 28 年度～平成 35 年度)

Ⅱ 吉田町行政改革大綱(第5次)の基本方針

限りある財源の下、地方分権型社会の確立のための町民の理解と信頼を得るためには、今後も、地域の実情に応じた新たな行政改革の計画を策定し、一層徹底していく必要があります。

吉田町行政改革大綱(第5次)は、吉田町行政改革大綱(第4次)において掲げた推進項目が、一過性の課題ではなく、不断に検証していかなければならない課題であることから、この考え方を継承するとともに、新たな行政課題を加味した10の推進項目を掲げました。

なお、この推進項目は、町民一人ひとりが自らを助ける、自立できる「自助」の精神、家庭や地域社会でお互いに支え合い助け合う「互助」の精神、個人や家庭、地域社会などを支える、行政が本来なすべき役割「公助」の精神の三助の精神を意識して定めるものです。

【推進項目】

- 1 事務事業の合理化
- 2 高度情報化への対応
- 3 町民参画型のまちづくり
- 4 多様な主体・形態の活用による戦略的な業務の推進
- 5 定員管理の適正化・給与の適正化
- 6 人材育成基本方針の推進
- 7 資産の効果的マネジメントの推進
- 8 健全財政への取組
- 9 時代の要請に即した新たな行政経営手法の検討
- 10 地方公営企業の更なる経営健全化

Ⅲ 推進期間

吉田町行政改革大綱(第5次)の推進期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

ただし、社会経済情勢の急激な変化や新たな行政課題への対応が必要な場合は、弾力的に見直すこととします。

IV 推進項目の取組

1 事務事業の合理化

地方自治体が実施する諸施策の成果に対する自己チェック機能が重視されていることから、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、社会経済情勢の変化や多様化する町民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応した、事務事業の整理合理化を進めます。

(1) 総合計画を意識した業務の推進

変化し続ける社会経済情勢の中で、多様化する町民ニーズに応えるため、施策の再構築を行い、基本構想に掲げたまちづくりの基本理念及び将来都市像を具現化するための長期的な行政運営の指針となる総合計画を意識した業務の推進を図ります。

(2) 吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムの活用

本町独自の吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムは、総合計画が総合性と網羅性を持ち合わせていることを踏まえ、実施計画の作成に当たり、PDCAサイクルの考え方を取り入れた事務事業評価を行い、この評価結果を活用して次期実施計画を策定し、この実施計画を基礎資料とし、次年度の当初予算編成を行うという、総合計画、行政評価及び予算が連動した一連の取組です。

このシステムを活用し、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な行政運営に取り組みます。

(3) ゼロベース検証の実施

社会情勢の変化や町民ニーズを的確に捉え、これまでの方式にとらわれることなく、受益と負担の公平の確保、事務事業の縮小・統廃合及び実施方法の見直しに取り組みます。

(4) 業務管理の適正化

町民ニーズや社会経済状況の変化に対応した行政サービスを提供するため、業務の執行時期や手順のほか、チェック体制やマニュアルなど、既成概念にとらわれない、効果的かつ適正な見直しを図ります。

2 高度情報化への対応

情報セキュリティの確立を図りながら、ICT^{*1}を活用した業務改革により、事務の効率化と町民の利便性向上が図られるよう、有効な利活用の方法を検討します。

[※1…information & communications technology / 情報通信技術]

(1) ICTを活用した業務改革

社会経済環境の変化に対応し、質の高い行政サービスの提供を迅速に行うためには、ICTの果たす役割はますます大きくなっていきます。

今後も、ICTを活用して、事務処理体制の強化や情報のネットワーク化を推進し、行政運営の効率化と行政サービスの質の向上を目指します。

また、新たなシステムの導入に際しては、低廉なコストで質の高いシステムの構築に努めます。

(2) 情報セキュリティの強化

マイナンバー制度の導入に伴い、ICTを更に効果的に活用することで、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するとともに、事務処理の効率化や経費の削減が期待される一方、情報の取扱いのほか、基盤となるシステムにおいても、情報漏えいや不適切なアクセスへの対策が不可欠です。

こうしたシステムそのものにおける情報セキュリティの強化のほか、システム上で活用する情報の入手段階や活用後の情報管理においても情報セキュリティの確立を図ります。

3 町民参画型のまちづくり

これからの地域における公共的サービスの提供には、行政だけではなく、地域に存在する様々な主体が関わることによって、それぞれの主体が有する活力を結集していくことが重要であり、今まで以上に、地域全体としての力を向上していくことが必要です。

(1) 情報発信の工夫と推進

多くの人々が本町発信の情報を利用できるように、情報格差やユニバーサルデザインに配慮した工夫を凝らすとともに、積極的な情報発信の推進に努めます。

(2) 町民の声の反映

本町における行政運営の基本的かつ重要な方針を定める計画等の決定に当たっては、町民参画の機会を確保するとともに、町民参画型の行政の推進を図るため、効果的な意見抽出方法の導入^{*2}など、町民等からより多くの意見及び情報を求め、寄せられた意見等を考慮した意思決定に努めます。

[※2…住民意識調査、パブリックコメント手続、タウンミーティングなど]

(3) 地域協働を担う団体の育成

まちづくりの推進に当たっては、行政と地域の協働が不可欠です。

そこで、町民、地域、NPO、その他民間組織など様々な主体が、公的な役割を行政とともに担っていただく場合、町は、地域協働を担う団体の

性質に応じた支援を行い、その育成に努めます。

4 多様な主体・形態の活用による戦略的な業務の推進

行政運営の効率化の観点から、町の管理する施設及び業務において、現行制度の運用の充実や民間企業の経営手法を取り入れることにより、効率的・効果的な町民サービスの充実に努めます。

(1) 指定管理者制度の運用の充実

本町の公の施設は、吉田町行政改革大綱(第3次)に基づき、引き続き町が直接管理していくべきか、あるいは指定管理者制度に移行すべきか検討を行い、現在の管理体制となっています。

指定管理者が管理する公の施設においては、今後も、個人情報保護を始めとする情報セキュリティの観点に留意しつつ、町民サービスの維持向上に努めます。

(2) 直接管理する公の施設の運用の充実

本町が直接管理する公の施設は、民間企業の経営手法を積極的に取り入れることなどにより、効率的・効果的なサービスの実施に努めるとともに、必要に応じて、管理体制の見直しを図ります。

(3) 業務委託等の取組

行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務事業については、行政責任を明確にしながら、町民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しつつ、優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

なお、町が直接サービスを実施する場合であっても、民間企業の経営手法を取り入れることなどにより、効率的・効果的なサービスの実施に努めます。

5 定員管理の適正化・給与の適正化

簡素で効率の良い行政の実現、複雑化・高度化する行政需要への対応などを視野に入れ、計画的な職員の定員管理を図ります。また、社会経済情勢や行政及び公務員を取り巻く環境の変化を踏まえ、給与制度を見直し、給与の適正化に努めます。

(1) 定員管理の適正化

定員管理の推進に当たっては、より一層、地域の実情を踏まえた主体的で計画的な取組が求められるとともに、定員管理の透明性を確保し、町民の理解を高めるために、情報の開示、提供が更に重要になっています。

今後の定員管理は、これまでのような一律的な数値目標では変化し続ける行政需要に適切に対応していくことが困難であると予想されることから、職員数増加の抑制に努めつつ、期待される行政サービスを確実に提供できるよう柔軟な対応を図ります。

(2) 給与の適正化

社会経済情勢を要因とする財政事情、行政及び公務員をめぐる環境の変化、また、公務員制度改革の動向等を踏まえ、給与の適正化、諸手当の在り方等の見直しを行うとともに、人材の確保及び育成につながる給与制度を検討します。

給与制度については、国の人事院勧告を踏まえ、国、県、他の市町村等との均衡に配慮しながら、引き続き適正化に努めます。

6 人材育成基本方針の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であることから、本町では、「吉田町行政改革大綱(第3次)」に基づき「吉田町人材育成基本方針」(平成20年10月)を策定しました。本方針に基づき、引き続き、目指すべき職員像「地方分権の受け皿となり、自律して行動できる職員」の実現のため、総合的な人材育成に努めます。

(1) 人を育てる職場環境の形成

人は、その置かれた環境に大きく影響を受けます。人材育成基本方針を実効あるものとするためには、職場における様々な場所を人材育成のために活用していくことが必要であり、そのためにも職場は学習することのできる風土が形成されていなければなりません。

職員同士の信頼関係を築くためにも「職場は仕事をする場であると同時に学びの場でもある」という意識を職員が共有し、政策決定等の際には、活発な議論を行い、より良い結論が導き出せるように明るく活気に満ちた職場づくりを促進します。

(2) 人を育てる人事管理の実現

人事管理とは、職員の採用から退職までの雇用関係全般を指すものですが、本来、職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出し、それを組織として効果的に活かすことを目的としています。そのためには、職員一人ひとりの能力や実績を公正かつ適正に評価し、さらなる能力開発へとつなげていけるよう、人材育成の観点に十分配慮した人事管理が必要です。

今後、この視点に立って、吉田町職員が目指すべき職員像の実現に向け、職員自身が仕事を通じて成長が図られるよう、人事評価制度を活用した人

事管理を推進します。

(3) 人を育てる仕事の進め方の推進

職員の能力開発は、仕事を通じて促進されることが期待されます。それをより効果的に達成するためには、職場内研修に限らず、仕事を進める過程自体を人材育成の機会として捉え、積極的に工夫し、活用していくという取組を組織全体で行うことが重要です。

このため、次の視点に配慮して、人材育成に効果的な仕事の進め方を推進します。

- ① 職務の責任分担の明確化
- ② 各職員が主体的、意欲的に仕事を進めていくことができる仕組みづくり
- ③ 職場会議、報告会等の活性化による情報の共有化と能力開発
- ④ 町政全体の中での仕事の位置付けと目標の自覚による意欲の高揚
- ⑤ 新しいことが学び取れるような事務分担の見直し

(4) 人を育てる職員研修への取組

本町の職員研修は、職員自身が自発的に取り組む自己啓発、職場において上司及び先輩等が仕事を通じて行う職場内研修(OJT)、町独自に企画して行う自主研修、日常の職場を離れた所で実施する職場外研修(OffJT)の4つを体系化しています。

これら4つの研修それぞれの特性を踏まえ、時代に適した研修を用意することに加え、研修成果が効果的に活かされる仕組みを検討し、総合的に能力開発を推進します。そして、多様化する行政ニーズに対して柔軟に対応できるよう、①職階別に求められる基礎的な能力の向上、②高度な専門知識を有する職員の育成、③管理職研修の充実と強化の3つを研修の重点目標に掲げ、取り組んでいきます。

7 資産の効果的マネジメントの推進

今後、少子高齢化、人口減少が進行する一方で、公共施設等の維持管理に係る経費の更なる増加が見込まれるため、施設のライフサイクルコストにも着目し、公共施設等の「長寿命化」「効果的な利活用」及び「維持管理の効率化」などを図る公共施設等マネジメントの推進や町が保有する資産の有効活用を図り、将来を見据え時代に即した町民サービスの提供に努めるとともに、町の保有する資産や債権債務の実質的な把握を行い、次世代に継承できる町有資産の最適化を図ります。

(1) 公共施設等マネジメントの推進

全庁的な推進体制のもと、公共施設等総合管理計画を策定し、中長期的な視点に立った、公共施設等の最適配置、老朽化対策及び管理運営費の縮減に取り組み、施設全体の最適化を推進します。

(2) 町有資産の有効活用

町が保有する未利用地の売却、貸付、遊休スペースの有効活用などにより、町有資産の有効活用を推進します。

(3) 公会計改革を通じた経営の強化

財政運営や公共施設等マネジメントに活用できる新地方公会計の導入に向けて、固定資産台帳の整備を進めます。

また、総務省の統一的な基準に基づく財務書類を作成・公表するとともに、コスト分析・ストック分析を行い予算などへの有効活用を図ります。

8 健全財政への取組

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の下、今後も将来の財政需要を見据えつつ、自主的・自立的な財政運営に向けて取り組んでいきます。

(1) 財政規律の確保

本町の将来世代負担を軽減するという責任ある姿を実現させるため、当分の間は、新たな起債の借入が償還金の元金を超えないように努めるとともに、償還ピークを経過した後も、適債事業を見極め、財政負担を平準化させる計画的な財政運営に努めます。

また、最少の経費で最大の効果を上げるため、PDCAサイクルに基づいた歳出経費の見直しを行い、積極的に財政調整基金への積み増しを行います。

(2) 歳入の確保と負担の公平性の維持

安定した財政運営を行っていくためには、町税収入等の安定的確保が必要となります。そのため、町税収入等の収納率の向上及び新たな発想による自主財源の確保、負担の公平性の維持に努めます。

(3) 給付費の抑制

健康づくり事業や介護予防事業などを積極的に推進し、町民の福祉の増進を図るとともに、国民健康保険や介護保険の給付費の抑制に努めます。

(4) 補助金等の検証

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進

します。

また、終期の設定やP D C Aサイクルに則った不断の見直しを継続して行います。

(5) 財政情報の分かりやすい公表

町民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限り分かりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行います。

(6) 出資金・出捐金の適正な管理

本町が出資、出捐している団体における出資金、出捐金を適正に管理します。

9 時代の要請に即した新たな行政経営手法の検討

時代の要請に即した新たな行政経営手法の検討を行い、柔軟に対応できるように努めます。

10 地方公営企業の更なる経営健全化

公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、必要なサービスを将来にわたり安定的に継続するため、自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組みます。

また、公共下水道事業については、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められていることから、公営企業会計への移行に向け取り組んでいきます。

V 行政改革の推進

「吉田町行政改革大綱（第5次）」は、本町における行政改革の基本的な考え方及び方向性であり、また、町の行政改革に取り組む姿勢を町民に示すものでもあります。

今後、本町では、本大綱に盛り込まれた諸課題のみにとどまらず、時代の動向等を踏まえた行財政運営全般について、絶えず新たな視点に立って見直しを進めます。